

第177期定時株主総会招集ご通知添付書類への

記載を省略した事項

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

自 2015年4月1日 至 2016年3月31日
第177期

株式会社 **東芝**

当社は、第177期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、第177期報告書には記載しておりません。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(重要な会計方針)

1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第 120 条の 3 第 1 項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同条第 3 項において準用する同規則第 120 条第 1 項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2) 棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

3) 投資有価証券及びその他の投資

「Accounting Standards Codification」(以下「ASC」という。) 320「投資－負債証券及び持分証券」に準拠し、市場性のある有価証券すべてを売却可能有価証券に分類し、公正価値で報告するとともに税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益(損失)累計額に含めています。市場価格のないその他の投資は取得原価で計上しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。

4) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

5) 長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローの現在価値に基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

6) のれん及びその他の無形資産

ASC 350「無形資産－のれん及びその他」に準拠し、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。耐用年数が明らかな無形資産については、それぞれの見積耐用年数にわたって償却しています。

7) 貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が充当されます。

8) 未払退職及び年金費用

当社及び一部の子会社は、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれか大きい金額の10%を超える未認識の保険数理上の損益についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

9) 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(損失)

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(損失)は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。

10) 新会計基準

当社は、2015年4月1日より開始する事業年度から「Accounting Standards Updates」(以下「ASU」という。)2015-16を早期適用しました。ASU 2015-16は、企業結合で認識される測定期間中の暫定金額の修正に関する会計処理を簡素化するため、それらの修正を遡及的に処理する要請を削除しています。新基準では、企業結合により認識された取得企業の測定期間中の暫定的な会計処理の修正をその修正金額が確定した報告期間に認識することを求めています。ASU 2015-16の適用が当社の財政状態及び経営成績に与える影響を現在検討しています。

当社は、2015年4月1日より開始する事業年度からASU 2014-08を適用しました。ASU 2014-08は、ASC 205-20「財務諸表の表示—非継続事業」を改定し、非継続事業の定義を改め、また、非継続事業に係るキャッシュ・フロー情報及び基準を満たさない処分取引に関し、追加的な開示を提供することを要求しています。これを受けて4. 非継続事業において、ASU 2014-08に基づく非継続事業の開示を行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1) 保証債務及び保証類似行為

118,291百万円

2) その他の包括損失累計額には、未実現有価証券評価損益、外貨換算調整額、年金負債調整額、未実現デリバティブ評価損益が含まれています。

3) 重要な係争事件

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定したため、2007年4月に

EU 一般裁判所に決定の取消しを求めて訴訟を提起しました。2011 年 7 月、同裁判所は、当社に対する課徴金を全て取消しましたが、欧州競争法違反行為があったとする欧州委員会の決定を支持したため、同年 9 月、当社は、EU 司法裁判所に上訴しました。2012 年 6 月、欧州委員会は、上述の判決により取消された課徴金を算定し直し、当社に対し 56.8 百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して 4.65 百万ユーロの課徴金を再賦課することを決定したため、同年 9 月、当社は、この決定に関する手続及びその内容が不当であるとして、EU 一般裁判所へ提訴しました。2016 年 1 月、EU 一般裁判所は欧州委員会の課徴金再賦課決定を支持する判決を出し、当社は判決内容を精査した結果、2016 年 3 月に EU 司法裁判所に上訴し争っています。当社は、上記課徴金に対して合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。なお、当社による欧州競争法違反行為の有無については、2013 年 12 月に EU 司法裁判所により、欧州委員会の決定を支持する最終判断が下されました。

2011 年 2 月、防衛省は、当社と防衛省の間で締結された「F-15 用偵察システム」に関する開発製造請負契約につき一方的に解除の通知を行いました。2011 年 7 月、当社は、この防衛省による解除を不当として、既に完成している部分についての代金等約 9,319 百万円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。2012 年 10 月、防衛省は当該契約の解除に基づく違約金請求の反訴を提起しました。2014 年 3 月、当社は、約 3,017 百万円の請求の拡張を行いました。2016 年 3 月、当社の請求が棄却される第一審の判決がありましたが、判決内容に承服できない点があることから、同月に東京高等裁判所に控訴しました。当社は契約に基づき適正に業務を遂行しており当該契約解除及び違約金請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。

2012 年 12 月、欧州委員会は、テレビ用カラーブラウン管市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社に対し約 28 百万ユーロ、これに加えてパナソニック株式会社及び MT 映像ディスプレイ株式会社と連帯して約 87 百万ユーロの課徴金を賦課することを決定しました。当社はこれを不服として 2013 年 2 月、EU 一般裁判所へ提訴し、2015 年 9 月に判決が出されました。判決では当社に課された課徴金 28 百万ユーロが全額取り消されるとともに、パナソニック株式会社及び MT 映像ディスプレイ株式会社と連帯責任を負う課徴金額が 83 百万ユーロに減額されました。また、MT 映像ディスプレイ株式会社に関する連帯責任分の取消を求め、2015 年 11 月に欧州司法裁判所に上訴しました。これに対し、当社として合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。また、米国においては、ブラウン管関連製品の購入者等から米国競争法違反に基づく損害の賠償を求める訴訟が提起されています。当社グループは、ブラウン管事業において競争法違反行為は一切行っていないと考えているため、当社の主張が認められるよう、あらゆる法的手段を用いて対応を進めていきます。

2013 年 11 月、日本郵便株式会社は、郵便番号自動読取区分機類入札に関して、当社及び日本電気株式会社に対して、独占禁止法違反を理由とする損害賠償を求める訴訟を東

京高等裁判所へ提起し、当社に対し約 3,756 百万円及びその遅延損害金の支払いを求めていました。これは、2010 年 12 月に公正取引委員会による排除措置命令が確定したことを受けたものですが、当社としては、日本郵便株式会社の主張する損害と当社の行為との間に因果関係がなく、日本郵便株式会社の請求は不当なものと考えていたため、訴訟において当社の考えを主張してきました。2016 年 2 月、裁判所から和解案が提示され、2016 年 4 月、裁判上の和解が成立したことにより、本件訴訟は終了しました。

2014 年 11 月、当社グループに対し、欧州において、電力メーターの不具合について客先との契約違反を認定する仲裁裁定があり、2015 年 7 月に損害賠償等を求める新しい仲裁が申し立てられました。当社グループは、仲裁において当社グループの考えを主張しています。

当社は、2015 年 2 月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第 26 条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不適切な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不適切な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起されています。当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の却下を裁判所に申し立てています。また、国内においても、当社の不適切な財務報告により損害を被ったとして、損害賠償請求訴訟がいくつかの裁判所で提起されており、これらについては、合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。なお、今後も株主等から当社に対して訴訟が提起される可能性があります。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。

しかしながら、当社グループ及び当社グループの法律顧問が現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは確信しています。

3. 連結損益計算書に関する注記

のれん減損損失

2015 年度決算において、電力・社会インフラ部門、コミュニティ・ソリューション部門を中心に 294,972 百万円ののれん減損損失を計上しました。尚、電力・社会インフラ部門ののれん減損につきましては、最善の見積りにより、暫定値にて計上しています。

4. 非継続事業

1) ヘルスケア

当社は、2015年12月21日付け『新生アクションプラン』の実施についてにおいて公表したとおり、ヘルスケア事業が本来持つポテンシャルを最大限発揮し、企業価値・顧客価値の最大化を図るためには、積極的な支援を行う外部資本を導入し、同時に当社の財務体質強化を実現することが適当と判断し、東芝メディカルシステムズ株式会社(以下「TMSC」という)の売却手続を進めていました。その結果、当社は、2016年3月17日付でTMSC株式の売却(以下「本件取引」)を決定し、キヤノン株式会社と株式等譲渡契約書を締結いたしました。売却額の入金は同日で完了しており、TMSCは当社の子会社ではなくなりましたが、キヤノン株式会社が主要各国の競争法規制当局からのクリアランスを得られた時点で子会社とするために、それまでの間は独立した第三者であるMSホールディング株式会社がTMSCの議決権を保有しています。当社グループは、本件取引後においてTMSC及びその子会社等との間で重要な継続的関与を有しておりません。

また、本件取引に伴い、2016年3月末で社内カンパニーであるヘルスケア社を廃止しました。

これらの決定は、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績等に重要な影響をもたらす戦略上の変更になります。そのため、ASC 205-20に従い、当該処分グループの財政状態及び経営成績を連結貸借対照表及び連結損益計算書において、非継続事業として区分表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

財政状態

資産

現金及び現金同等物	1,302百万円
受取手形及び売掛金	6,303百万円
棚卸資産	3,637百万円
その他の資産	1,968百万円
	<hr/>
	13,210百万円

負債

支払手形及び買掛金	4,903百万円
その他の負債	3,745百万円
	<hr/>
	8,648百万円

継続事業となる当社グループと、非継続事業となる当該処分グループの間の資産及び負債の消去額は2016年3月31日現在261百万円であり、連結貸借対照表において、当該消

去額を非継続事業の資産及び負債の金額に含めて表示しています。

経営成績

売上高及びその他の収益	432,736 百万円
売上高	419,961 百万円
その他の収益	12,775 百万円
売上原価及び費用	413,946 百万円
売上原価	247,779 百万円
販売費及び一般管理費	161,776 百万円
その他の費用	4,391 百万円
税金等調整前当期純利益	18,790 百万円
税金等調整前売却益	591,351 百万円
法人税等	223,020 百万円
非支配持分控除前当期純利益	387,121 百万円
非支配持分に帰属する当期純利益(控除)	47 百万円
当社株主に帰属する当期純利益	387,074 百万円

継続事業となる当社グループは、非継続事業となる当該処分グループに対して、部材の供給や業務の委託を行っており、これらの取引金額は、連結損益計算書において消去されていきました。継続事業となる当社グループ事業から当該処分グループへの売上高は、2015年度において 33,824 百万円です。

キャッシュ・フローの状況

減価償却費及び償却費	9,949 百万円
資本的支出	13,188 百万円

2) 家庭電器事業

当社は、2015年12月21日付け『新生アクションプラン』の実施についてにおいて公表したとおり、これまでセグメントにおけるライフスタイルに含めて報告していましたが、当社グループの家庭電器事業について、事業運営のさらなる効率を図ると同時に、他社との事業再編も視野に入れ、構造改革を進めてきました。その結果、2016年3月31日付で東芝ライフスタイル株式会社(以下「TLSC」という)の映像事業を当社グループに移管し、家庭電器事業を残した TLSC の発行済株式の 80.1%を、美的集団股份有限公司の 100%子会社である Midea International Corporation Company Limited に譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しました。

本件譲渡により、2016年6月30日(予定)をもって、TLSCは当社の子会社から外れ、美的集団グループの子会社に異動する予定です。

これらの決定は、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績等に重要な影響をもたらす戦略上の変更となります。また、映像事業を除く TLSC 及びその子会社等は売却目的の資産に該当します。そのため、ASC 205-20 に従い、当該処分グループの財政状態及び経営成績を連結貸借対照表及び連結損益計算書上、非継続事業として区分表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

財政状態

資産	
現金及び現金同等物	4,512 百万円
受取手形及び売掛金	33,241 百万円
棚卸資産	18,112 百万円
その他の資産	21,073 百万円
	76,938 百万円
負債	
短期借入金	9,118 百万円
支払手形及び買掛金	29,665 百万円
未払退職及び年金費用	28,558 百万円
その他の負債	41,095 百万円
	108,436 百万円

継続事業となる当社グループと、非継続事業となる当該処分グループの間の資産及び負債の消去額は2016年3月31日現在21,517百万円であり、連結貸借対照表において、当該消去額を非継続事業の資産及び負債の金額に含めて表示しています。

経営成績

売上高及びその他の収益	370,743 百万円
売上高	366,871 百万円
その他の収益	3,872 百万円
売上原価及び費用	387,304 百万円
売上原価	308,528 百万円
販売費及び一般管理費	77,021 百万円
その他の費用	1,755 百万円

税金等調整前当期純損失	△ 16,561 百万円
法人税等	△298 百万円
非支配持分控除前当期純損失	△ 16,263 百万円
非支配持分に帰属する当期純損失(控除)	△ 1,075 百万円
当社株主に帰属する当期純損失	△15,188 百万円

継続事業となる当社グループは、非継続事業となる当該処分グループに対して、製品の販売や業務の委託を行っており、一方で当該処分グループから製品の仕入れを行っていません。これらの取引金額は、連結損益計算書において消去されていました。継続事業となる当社グループから当該処分グループへの売上高及び当該処分グループからの製品の仕入れは、2015年度において175,204百万円です。

キャッシュ・フローの状況

減価償却費及び償却費	195 百万円
資本的支出	5,781 百万円

5. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金を主体として資金運用しています。また社債発行及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しています。投資有価証券は主として株式であり、市場性のある有価証券については、市場価格により公正価値を評価しています。

社債及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金です。

当社グループは通常のリスク管理の一環として、主に先物為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約及び通貨オプションといった様々な金融派生商品をリスクを軽減するために利用しています。当社グループは、金融派生商品のリスク管理、承認、報告及び監視に係る方針及び規程を有しています。当社グループの方針はトレーディング目的の金融派生商品の保有または発行を禁止しています。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びその差額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
金融商品に関する資産			
投資有価証券及びその他の投資	59,432 百万円	59,432 百万円	—
金融商品に関する負債			
社債及び長期借入金	1,013,606 百万円	991,891 百万円	21,715 百万円
金融派生商品	4,677 百万円	4,677 百万円	—

上記の表は、公正価値が貸借対照表計上額とほぼ同額である金融商品及びリース関連の金融商品を除いています。

当社グループは、これらの金融商品の公正価値を見積るに当たって、期末時点での市場情勢とリスクの見積りに基づいた種々の方法及び仮定を用いています。現金及び現金同等物、受取手形及び売掛金、短期借入金、支払手形及び買掛金並びに未払金及び未払費用を含む一定のものは、その大部分が満期までの期間が短いため、貸借対照表計上額と公正価値はほぼ同額であるとみなしています。投資有価証券及びその他の投資の一部は、公表されている市場価格を用いています。社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている市場価格により、あるいは公表されている市場価格が存在しない場合には将来のキャッシュ・フローの見積現在価値により見積っています。その他の金融商品の公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの見積割引現在価値及び再取得価額等の手法が用いられています。これらの公正価値は、必ずしも期末日現在での市場における実現可能額を示していません。原価法により評価される市場性のない有価証券については、公正価値を見積ることが実務上困難であるため、「投資有価証券及びその他の投資」には含めていません。

6. 子会社における CB&I ストーン・アンド・ウェブスター社の株式取得について

当社の連結子会社であるウェスチンハウスエレクトリックカンパニー社（以下「WEC」という。）は、2015年10月27日（米国時間）、米国大手エンジニアリング会社 Chicago Bridge & Iron Company（以下「CB&I社」という。）と同社の子会社で、原子力発電所の建設と統合的なサービスを担う CB&I ストーン・アンド・ウェブスター社（以下「S&W社」という。）の全ての株式の取得に関する契約を締結し、同年12月31日（米国時間）に株式取得手続きを完了し、対価0米ドルで S&W社を取得しました。これに伴い、株式取得手続き完了までに WEC社と S&W社の間にあった費用求償等のクレームについては、当契約において相互に免責しています。

当社は、ASC805「企業結合」に基づき取得価額の配分を現在検討しています。

なお、上記株式取得契約において、米国で建設中の上記プロジェクトに対する CB&I社から WEC への継続的な機器提供等に関して、完工時及び一定のマイルストーン達成時に WEC から CB&I社への支払が予定されていますが、これらについては当事業年度において暫定的に見積っている取得原価総額には含まれていません。

契約に基づくこれらの取得対価は精査中であるため、取得原価総額は今後も変動する可能性があります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり継続事業からの当期純損失

基本的1株当たり継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失	△196円 47銭
-------------------------------	-----------

1株当たり非継続事業からの当期純利益

基本的1株当たり非継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益	87円 83銭
--------------------------------	---------

1株当たり当期純損失

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純損失	△108円 64銭
------------------------	-----------

なお、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法又は移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法又は総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品………移動平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～50年、機械及び装置が3～18年です。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間(3年以内)に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用に充てるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。

工事損失引当金

当期末において見込まれる未引渡工事の損失に備えるため、当該見込額を引当計上しています。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額等を引当計上しています。

退職給付引当金

退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

パソコンリサイクル引当金

パソコンのリサイクルに対する費用に充てるため、リサイクル費用見込額を販売実績を基礎に計上しています。

(6)収益及び費用の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しています。

(7)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ等

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金等

ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(10) 記載金額の表示

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

長期貸付金

27 百万円

関係会社株式

18 百万円

上記の資産は関係会社の借入金 669 百万円に係る担保です。

(2) 有形固定資産減価償却累計額

1,232,515 百万円

(3) 保証債務及び保証類似行為

発行した社債及び金融機関からの借入等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位：百万円)

被 保 証 者	保 証 債 務 及 び 保 証 類 似 行 為 残 高
ウェスチングハウスエレクトリック カンパニー社	793,499
フラッシュフワード合同会社	49,251
フラッシュアライアンス(有)	45,830
そ の 他	161,689
合 計	1,050,271

(4) 重要な係争事件

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定したため、2007年4月にEU一般裁判所に決定の取消しを求めて訴訟を提起しました。2011年7月、同裁判所は、当社に対する課徴金を全て取消しましたが、欧州競争法違反行為があったとする欧州委員会の決定を支持したため、同年9月、当社は、EU司法裁判所に上訴しました。2012

年6月、欧州委員会は、上述の判決により取消された課徴金を算定し直し、当社に対し56.8百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロの課徴金を再賦課することを決定したため、同年9月、当社は、この決定に関する手続及びその内容が不当であるとして、EU一般裁判所へ提訴しました。2016年1月、EU一般裁判所は欧州委員会の課徴金再賦課決定を支持する判決を出し、当社は判決内容を精査した結果、2016年3月にEU司法裁判所に上訴し争っています。当社は、上記課徴金に対して合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。なお、当社による欧州競争法違反行為の有無については、2013年12月にEU司法裁判所により、欧州委員会の決定を支持する最終判断が下されました。

2011年2月、防衛省は、当社と防衛省の間で締結された「F-15用偵察システム」に関する開発製造請負契約につき一方的に解除の通知を行いました。2011年7月、当社は、この防衛省による解除を不当として、既に完成している部分についての代金等約9,319百万円の支払いを求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。2012年10月、防衛省は当該契約の解除に基づく違約金請求の反訴を提起しました。2014年3月、当社は、約3,017百万円の請求の拡張を行いました。2016年3月、当社の請求が棄却される第一審の判決がありましたが、判決内容に承服できない点があることから、同月に東京高等裁判所に控訴しました。当社は契約に基づき適正に業務を遂行しており当該契約解除及び違約金請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張していきます。

2012年12月、欧州委員会は、テレビ用カラーブラウン管市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社に対し約28百万ユーロ、これに加えてパナソニック株式会社及びMT映像ディスプレイ株式会社と連帯して約87百万ユーロの課徴金を賦課することを決定しました。当社はこれを不服として2013年2月、EU一般裁判所へ提訴し、2015年9月に判決が出されました。判決では当社に課された課徴金28百万ユーロが全額取り消されるとともに、パナソニック株式会社及びMT映像ディスプレイ株式会社と連帯責任を負う課徴金額が83百万ユーロに減額されました。また、MT映像ディスプレイ株式会社に関する連帯責任分の取消を求め、2015年11月に欧州司法裁判所に上訴しました。これに対し、当社として合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。また、米国においては、ブラウン管関連製品の購入者等から米国競争法違反に基づく損害の賠償を求める訴訟が提起されています。当社グループは、ブラウン管事業において競争法違反行為は一切行っていないと考えているため、当社の主張が認められるよう、あらゆる法的手段を用いて対応を進めていきます。

2013年11月、日本郵便株式会社は、郵便番号自動読取区分機類入札に関して、当社及び日本電気株式会社に対して、独占禁止法違反を理由とする損害賠償を求める訴訟を東京高等裁判所へ提起し、当社に対し約3,756百万円及びその遅延損害金の支払いを求めています。これは、2010年12月に公正取引委員会による排除措置命令が確定したことを受けたものですが、当社としては、日本郵便株式会社の主張する損害と当社の行為との間に因果関係がなく、日本郵便株式会社の請求は不当なものと考えていたため、訴訟において当社の考えを主張してきました。2016年2月、裁判所から和解案が提示され、2016年4月、裁判上の和解が成立したことにより、本件訴訟は終了しました。

2014年11月、当社グループに対し、欧州において、電力メーターの不具合について客先との契約違反を認定する仲裁裁定があり、2015年7月に損害賠償等を求める新しい仲裁が申し立てられました。当社グループは、仲裁において当社グループの考えを主張していきます。

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不適切な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不適切な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起されています。当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の却下を裁判所に申し立てています。また、国内においても、当社の不適切な財務報告により損害を被ったとして、損害賠償請求訴訟がいくつかの裁判所で提起されており、これらについては、合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。なお、今後も株主等から当社に対して訴訟が提起される可能性があります。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	562,131百万円
長期金銭債権	96,404百万円
短期金銭債務	699,267百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	1,765,881百万円
(2) 関係会社からの仕入高	1,556,663百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	157,058百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

4,237,602,026 株

(2) 当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

3,584,162 株

(3) 剰余金の配当に関する事項

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2015年5月 取締役会	0 百 万 円	0円	2015年3月31日	—
2015年8月 取締役会	0 百 万 円	0円	2015年9月30日	—
2015年12 取締役会	0 百 万 円	0円	2016年3月31日	—

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、租税特別措置法に基づく積立金の積立等です。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位:百万円)

種類	会社名	議決権等の所有割合(注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝アメリカ電子部品社	所有 100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売(注3)	350,241	売掛金	48,651
子会社	東芝エレクトロニクス台湾社	所有 100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売(注3)	309,530	売掛金	29,237
子会社	東芝ライフスタイル㈱	所有 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	-	その他の流動資産(注7)	123,000
				利息の受取(注4)	342	その他の流動資産	6
子会社	ランディス・ギアホールディング社	所有 60.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	-	長期貸付金	32,113
				利息の受取(注4)	1,195	その他の流動資産	189
子会社	東芝国際調達台湾社	所有 100.0%	仕入等	仕入(注5)	397,131	買掛金	24,648
子会社	東芝情報機器フィリピン社	所有 100.0%	仕入等	仕入(注5)	253,939	買掛金	37,109
子会社	東芝プラントシステム㈱	所有 61.5%	仕入等 資金の預り等	仕入(注5)	95,891	買掛金	36,771
				資金の預り(注6)	-	預り金	82,790
				利息の支払(注6)	127	未払費用	35
子会社	東芝ヨーロッパ社	所有 100.0%	資金の預り等	資金の預り(注6)	-	預り金	55,849
				利息の支払(注6)	30	未払費用	11
子会社	東芝ソリューション㈱	所有 100.0%	資金の預り等	資金の預り(注6)	-	預り金	36,010
				利息の支払(注6)	37	未払費用	5
子会社	東芝エレベータ㈱	所有 80.0%	資金の預り等	資金の預り(注6)	-	預り金	48,439
				利息の支払(注6)	77	未払費用	22
			株式配当金の受取等	株式配当金の受取	72,981	その他の流動資産	-
子会社	ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社	所有 100.0%(注2)	債務保証等	債務保証等	793,499	-	-
子会社	ウェズダイインターナショナル社	所有 100.0%(注2)	債務保証等	債務保証等	34,333	-	-
子会社	東芝ジェイエスダブリュー・パワーシステム社	所有 75.0%	債務保証等	債務保証等	40,511	-	-
関連会社	フラッシュフワード合同会社	所有 50.1%	債務保証等	債務保証等	49,251	-	-
関連会社	フラッシュアライアンス㈱	所有 50.1%	債務保証等	債務保証等	45,830	-	-

- (注)1. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。
2. 当社及び当社の子会社が議決権の87%を有する東芝原子力エネルギーホールディングス(米国)社がウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社及びウェズデザインインターナショナル社の議決権の全部を有しています。
 3. 当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
 4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
 5. 仕入については、市場価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
 6. 当社グループ会社間の資金集中取引（プーリング取引を含む）により資金の貸付及び預りを行っています。貸付及び預りに伴う利息は市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。
 7. 子会社への貸付債権に対し、合計123,000百万円の貸倒引当金を計上しています。
また、当期において合計75,200百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。

7.1 株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額	87円75銭
(2)1株当たり当期純損失	77円94銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

(1) パソコン事業の会社分割

当社は、2016年4月1日付けで、当社のパソコン事業を会社分割により連結子会社である東芝クライアントソリューション株式会社に承継しました。

① 会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称

東芝クライアントソリューション株式会社

2016年4月1日付で、東芝情報機器株式会社から商号を変更しました。

イ. 分割した事業の内容

パソコン、タブレット商品及び法人向けIoTソリューション商品の開発・製造・販売。但し、DVD及びBD規格必須特許に係るライセンス事業、コピープロテクションに係る事業を除く。

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるパーソナル&クライアントソリューション社と東芝情報機器株式会社を統合することにより、国内における設計や商品開発・グローバル生産管理・販売サービス等のリソースを集約することで、効率的な軽量経営を図るため会社分割を行いました。

エ. 会社分割日

2016年4月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝情報機器株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(2) システム LSI 事業の会社分割

当社は、2016 年 4 月 1 日付けで、当社の大分工場におけるシステム LSI 事業の一部を会社分割により連結子会社である株式会社ジャパンセミコンダクターに承継しました。

①会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称

株式会社ジャパンセミコンダクター

2016 年 4 月 1 日付で、岩手東芝エレクトロニクス株式会社から商号を変更しました。

イ. 分割した事業の内容

当社の大分工場における、200 mm 及び 150 mm ウェハ製造ラインを主としたアナログ IC 等のシステム LSI の製造、製造受託、その他サービス事業

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の大分工場における 200 mm 及び 150 mm ウェハ製造ラインを用いたシステム LSI 事業と岩手東芝エレクトロニクス株式会社における同事業を統合することにより、システム LSI 事業において市場の成長が見込まれる、車載用を含むアナログ IC、モータ制御ドライバなど、当社グループの技術的優位性が高い注力分野へ経営資源を集中するほか、200 mm 及び 150 mm ウェハ製造ラインの効率的な一体運営を図るため会社分割を行いました。

エ. 会社分割日

2016 年 4 月 1 日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、岩手東芝エレクトロニクス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。